

令和5年第3回土浦市国民健康保険運営協議会 議事録

- 令和5年11月28日(火) 15:30開会
- 出席者 8名
- 傍聴人 0名
- 過半数の出席が得られたので、本会議が成立する。(土浦市国民健康保険規則第4条 第5項)

市長	<ul style="list-style-type: none"> ・市長挨拶 ・諮問 土浦市国民健康保険税賦課方法の改正に関する事項 (1) 土浦市国民健康保険税率の改正について (2) 改正期日 令和6年度分から
岩井会長	<ul style="list-style-type: none"> ・会長挨拶 ・議長は、岩井浩一会長が務める。(土浦市国民健康保険規則第4条 第4項) ・議事録署名人は、議長により、中川委員、竹内委員が指名される。 (土浦市国民健康保険規則第7条)

協議事項(1) 土浦市国民健康保険税賦課方法について

- 事務局説明：別添資料に基づき説明

質疑 委員	財政調整基金については、法律によりどのくらいの金額を保有するかの規定があるのですか？
事務局	法律により、金額の設定についての規定はありません。
委員	土浦市においては、基金残高はどこで決めているのですか？
事務局	財政調整基金残高は、当市において決めております。
委員	国民健康保険法で決まるわけではないのですね？
事務局	はい、そのようになります。
岩井会長	本日の説明により、財政状況が厳しいことが示されましたので、今後は納付金額が示されましたら、シミュレーションを行い、どのようにしていくのか慎重に検討していくことになるかと思えます。
事務局	来月に予定しております、次回の運営協議会には納付金仮算定額をもとにしたシミュレーション結果をお示ししたうえで協議いただきたいと思っております。

協議事項(2) 第3期データヘルス計画・第4期特定健康診査等実施計画策定について

- 事務局説明：別添資料に基づき説明

質疑 委員	年齢別1人当たり医療費のグラフの男女差が非常に大きいと思われませんが、専門の先生もいらっしゃると思うので、ぜひこの要因を教えていただければと思うのですが。
----------	---

委員

男女差というのは、平均寿命を見ても男性の方が低くなっております。心血管病の病気が脳卒中や心臓病を含めてがんの死亡者数より多いです。そこで心血管病のリスクの一番は、男であることです。

女性と比べてホルモンの関係等で男性であることがリスクになっております。心筋梗塞のリスクファクターで男性であることがあり、機能のところでは女性と比べて心血管病が発生しやすいので、しっかり生活習慣を見直して、健診を受けなくてはならないと思います。

岩井会長

さらにはかなり重症にならないとお医者さんに行かないという方もいらっしゃいますよね。健診を受けていないとなかなか見つからないですよ。

委員

データヘルス計画を来年3月を目途に私どもも作成するのですが、今回、特定健康診査事業のアウトカム指標で2年連続受診率の数字が出ていますが、今までの実績値で、特定健康診査の受診率が36.4%だったという事で、我々単一健保ですと、来年度以降の目標は、90%を超えております。土浦市国保の特定健診受診率の36.4%の低い数字で、2年連続受診率27.5%から32%までにするという事は、今受けてない人をどうやって受けさせるかということに着目した方が、医療費を削減する方向性では、そちらの方がよろしいかなというふうに感じる点が1点です。

それと、2点目が特定保健指導の事業です。これも今までの事業であって、特定保健指導の実施率が36%の目標に対して9.1%、県が33%ということですから、かなり開きがあると思います。生活習慣病予防のために特定保健指導をきちんと受けるようにするという部分もありますが、分母の部分である特定保健指導の対象者をどのように減らすかということが重要だと考えております。私どもでも、今年度の特定保健指導の実施率が、21%から22%ぐらいしかありません。それでも目標としては来年度以降は、実施率は55%から60%になります。

後期高齢者支援金の加算・減算制度の我々単一健保の来年度基準値が確か実施率17%になっております。国から国保の目標値として、特定保健指導の60%の目標値になっておりますよね。

事務局

はい。今回の第三期の計画でも60%を示されております。

委員

目標値に達成しない場合には、加減算制度の対象にはならないのでしょうか。単一健保の場合には、ペナルティになってしまうのですが。

事務局

土浦市の場合、特定健診・特定保健指導とも受診率は、かなり低い状態でずっときております。国の目標値の60%がある中で、どのようにして受診率をあげるかになります。今、健康増進課の保健師と連携しながら事業を実施しておりますが、連携がうまくいかないときもありますので、来年度以降に国保年金課に直接保健師を配置する要望をだして、実現されれば保健指導を進めていきたいと考えております。国保資格年齢の時点で、健康状態の数字を抑えていかないと当然、後期高齢者に行った場合に、数字が悪くなってしまいます。国保加入者の方に健康診査を受けていただいて、予防につなげていくことをしっかりとやっていきたいと思っております。

岩井会長

ありがとうございました。

このアウトカムの目標が、保健指導対象者の割合を4%減少させようとしておりますが、%ではなくて、人数は何人ぐらいになりますか。

事務局	<p>保健指導の積極的支援の対象者が215人、実利用者が6人で利用率が2.8%になっております。動機付け支援の対象者が625人、実利用者が52人で利用率が8.3%となっております。積極的支援と動機付け支援利用率を足し合わせて概ね11%となりますので、58人ぐらいになります。</p>
<p>報告事項（1）土浦市国民健康保険税条例の一部改正について ○ 事務局説明：別添資料に基づき説明</p>	
質疑	
委員	<p>今回の制度が適用される期間を出産日の関係について、もう少し詳しく説明いただきたい。</p>
事務局	<p>単胎出産を例にいたしますと、令和5年11月に出産した方は、出産月の前月から出産後の2カ月が合計4カ月となるため、令和6年1月分が対象となります。12月に出産した方は、令和6年の1月から2月の2カ月分が対象となります。1月に出産した方は、1月から3月の3カ月分が対象となります。2月以降に出産した方から、4カ月分すべてが対象になる制度となっております。</p>
委員	<p>対象期間がわかりにくいいため、わかりやすい説明にて周知するようにしてください。</p>
事務局	<p>はい、周知に関してはわかりやすい説明に努めます。 なお、今回の条例改正については、12月議会にあげまして、制度開始が1月1日という予定でお願いしているような状況でございます。</p>
委員	<p>出産には、正常出産以外に流産などもあると思うが、今回の制度ではどのようになっていますか？</p>
事務局	<p>国より示されております取扱いに関するQ&Aによると、「妊娠85日以上の分娩をいい、死産、流産（人工妊娠中絶を含む。）及び早産の場合も対象となる。」となっております。</p>
<p>16：20 終了</p>	